

7. 実施すべき特定事業とその他の事業

重点整備地区において、バリアフリー化に向けて公共交通事業者等が取り組むべき事業は次のとおりです。

各事業は、基本構想に基づき、特定事業者が作成する特定事業計画により、具体的な実施内容などが定められることとなります。なお、この計画の進捗については、本市が適宜整備状況を把握し、計画通り実施されるよう働きかけます。

(1)JR中野東駅

1)公共交通特定事業

ア. 西日本旅客鉄道㈱

- ・改札口から各ホームへの昇降設備の設置（エレベーター）
- ・駅前広場から改札口への昇降設備の設置（エレベーター）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・身体障害者対応トイレの設置
- ・文字等による列車接近案内設備の整備
- ・音声・音響案内装置の設置
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

イ. 芸陽バス㈱

- ・低床車両の導入
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

2)道路特定事業

国土交通省、広島市

- ・生活関連経路上の視覚障害者誘導用ブロックの設置

3)交通安全特定事業

公安委員会

- ・生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・生活関連経路上の道路標識・標示の大型化、高輝度化等
- ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

4)その他の事業

(ア) 歩道等

- ・放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施

(イ) 生活関連経路に準ずる経路

生活関連経路に位置付けて平成22年（2010年）までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難ですが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化整備を行います。

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・歩車道境界の段差や勾配の改良
- ・歩道の凸凹や勾配等の改良

(2)JR安芸中野駅

1)公共交通特定事業

ア. 西日本旅客鉄道㈱

- ・改札口から各ホームへの昇降設備の設置（エレベーター）
- ・駅前広場から改札口への昇降設備の設置（スロープ）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・身体障害者対応トイレの設置
- ・文字等による列車接近案内設備の整備
- ・音声・音響案内装置の設置
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

イ. 芸陽バス㈱

- ・低床車両の導入
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

2)道路特定事業

国土交通省

- ・生活関連経路上の視覚障害者誘導用ブロックの設置

3)交通安全特定事業

公安委員会

- ・生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・生活関連経路上の道路標識・標示の大型化、高輝度化等
- ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

4)その他の事業

(ア) 歩道等

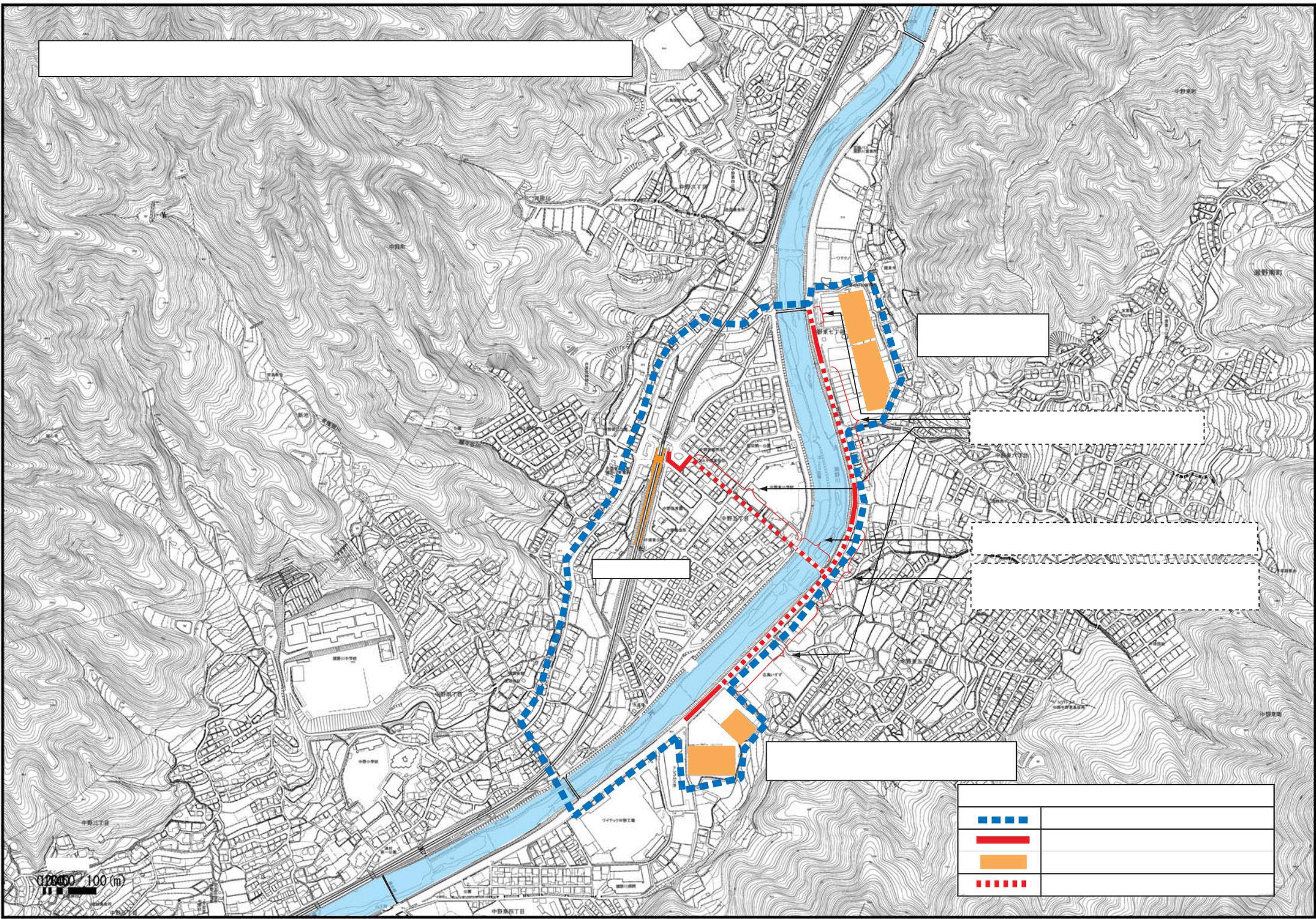
- ・放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施

(イ) 生活関連経路に準ずる経路

生活関連経路に位置付けて平成22年（2010年）までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難ですが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化整備を行います。

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・歩車道境界の段差や勾配の改良
- ・歩道の凸凹や勾配等の改良
- ・路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部等の設置検討

[Blank box]



[Blank box]

[Blank box]

[Blank box]

[Blank box]

[Blank box]

	[Blank box]
	[Blank box]
	[Blank box]
	[Blank box]

0 20 40 60 80 100 (m)

